

## 福岡県飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店の取組事例募集要項

### 1 目的

この要項は、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成24年福岡県条例第1号）第17条第2項に規定する飲酒運転撲滅宣言企業又は同条例第21条第2項に規定する飲酒運転撲滅宣言の店の優れた取組を募集し、広く県民に紹介することを目的とする。

### 2 応募資格

応募資格は、飲酒運転撲滅宣言企業又は飲酒運転撲滅宣言の店であつて、以下に掲げる項目について優れた取組を実施している者とする。

#### (1) 飲酒運転撲滅宣言企業

- ア 飲酒運転撲滅推進計画の策定
- イ 飲酒運転撲滅のための管理体制の整備
- ウ 従業員等への広報啓発活動
- エ 従業員等が業務上飲酒運転を防止するための取組
- オ 従業員等への社内研修等の実施
- カ その他飲酒運転撲滅に資する効果的な取組

#### (2) 飲酒運転撲滅宣言の店

- ア 来店者への広報啓発活動
- イ 来店者の飲酒運転を防止するための取組
- ウ ハンドルキーパー運動の推進
- エ 運転代行業者、駐車場所所有者等と連携した取組
- オ その他飲酒運転撲滅に資する効果的な取組

### 3 応募方法

(1) 公募により行うこととし、自薦、他薦を問わないものとする。

(2) 応募は、以下の方法により行うものとする。

- ア 応募用紙（飲酒運転撲滅宣言企業にあつては様式第1号、飲酒運転撲滅宣言の店にあつては様式第2号）を知事に提出する
- イ 必要に応じ、参考となる資料、写真等を添付する

(3) 提出方法は、郵送、電子メール、FAX又は持参によるものとする。

### 4 取組事例の公表及び表彰

応募された取組事例のうち、他の参考となる取組については県ホームページ等で公表することとし、特に優れたものについては、別に定めるところにより表彰するものとする。

5 留意事項

- ・提出された応募様式等は、返却しないものとする。
- ・応募にあたり要する経費は、応募者の負担とする。
- ・応募に伴う個人情報については、福岡県個人情報保護条例に従い適正に管理し、本募集に関する目的以外には使用しないこととする。

6 事務

本要項の実施に係る事務は、人づくり・県民生活部生活安全課において行う。

附 則

この要項は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規程）

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日規程）

この要項は、平成29年6月1日から施行する。